消防暑からの重要なお知らせです

露店、屋台等で火気を使用する場合には 消火器の準備と事前の届出が必要となりました!

条例改正に至る背景

平成25年8月の京都府福知山市の花火大会事故を受け、祭礼、縁日、 花火大会、展示会などの不特定多数の来場者等が集まるイベント等にお ける防火対策を図ることから、火災予防条例が改正されました。



◆火災予防条例の改正概要と運用について◆

くどんな場合に消火器の準備が必要ですか?>

多数の人が集合する催しにおいて、対象火気器具を使用する場 合に必要となります。迅速な初期消火作業と被害拡大の観点から消 火する器具として、消火器(業務用消火器)が必要となるからです。





くどんな場合に事前の届出が必要ですか?>

不特定多数の人が集まる催しで、対象火気器 具を使用する露店などを開設しようとする場合 に必要です。届出は**開設の7日前までに提出**が 必要です。

<誰が届出するの?>

原則は、対象火気器具等を使用して露店を開 設する方となりますが、複数の露店等を開設す る場合は個別の届出ではなく、各露店の出店状 況を把握できる主催者が一括して届ける事もで きます。

<対象火気器具とは? 対象火気器具等の例>

火を使用する設備、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする 器具をさします。



グリドル



くすべての催しに事前の届出が必要ですか?>

集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合で、近親者による バーベキューや花見、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会、学校行 事のように相互に面識のある者が参加する催しなどは対象外です。



<指定催しの指定について>

祭礼、縁日、花火大会その他多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして 消防長が定める要件に該当するものは「指定催し」として指定されます。「指定催し」として 指定を受けると、防火担当者の選任や火災予防の計画届の提出が必要となります。

詳しくは海部南部消防本部予防課にお問い合わせください。52-3143(直通)